



## 南あわじ市マイホーム取得事業補助金について



この補助金は、市外からの転入人口の増加と定住を促進し、市の人口増加を図るために、個人が居住を目的として住宅の建築、購入をする方へ、住宅取得費用の一部を補助するものです。



### 事業期間

平成28年度から平成31年度（平成32年3月31日まで）



### 補助対象者

- ・平成28年4月1日以降に南あわじ市に転入し、かつ、転入前3年間に於いて市の住民基本台帳に記録がない個人
- ・南あわじ市にて住宅を建築又は購入し、その住宅に居住して10年以上定住する方
- ・その住宅の所有者（所有者が複数のときは、代表1人）
- ・その住宅に住む人全員が市町村税を未納でないこと
- ・その住宅に住む人全員が南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ・過去にこの補助金を受けたことがないこと



### 補助対象住宅

- ・自己の居住の用に供するものであって、次のいずれかの住宅
  - 新たに建築したもの（増築、改築は除く）
  - 住宅を購入したもの（所有歴のないもの）
  - 南あわじ市の空き家バンク制度に登録する住宅を購入したもの
    - ※別荘など一時的に使用するものや、賃貸、販売等営利を目的とするものを除く
    - ※住宅建設及び購入と併せて購入した土地は対象外
- ・工事請負契約又は売買契約の締結日が平成28年4月1日以降であり、転入日から1年以内であること
- ・取得日（所有権登記が完了）が、平成28年4月1日以降であり、契約締結日から1年以内であること
- ・専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く）であって、玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、延床面積50平方メートル以上のもの

## 補助金額

### 【基本補助金】

・新築住宅、建売住宅

**200万円**

・中古住宅（市の空き家バンク登録）

**50万円**



※ただし、併用住宅にあっては居住部分のみが対象です。

### 【加算補助金】（基本補助に下記の条件により加算されます。）

①夫婦の合計年齢が80歳未満（登記完了後、市が実績報告を受けた日現在）の場合

**50万円**

②中学生以下の子ども（登記完了後、市が実績報告を受けた日現在）がいる場合

**1人につき20万円**

③市内業者（市内に本社・本店又は支店・営業所を有する事業者）を利用して新築する場合

**30万円**

ただし、基本補助額と加算補助金の合計額と、住宅の取得に要した費用の支払額の3分の1を比較して少ないほうの金額を上限とします。（1,000円未満切り捨て）

（例）基本補助＋加算補助の合計金額が270万円であっても、  
住宅取得費用の支払額が630万円の場合の補助金額は、210万円となります。

## 相談・申請・実績受付

■受付期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日（4年間）

※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※受付に時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。

■受付場所 ふるさと創生課（市役所 本館3階）

※書類は直接持参してください。（郵送、ファックス、インターネット等では受付いたしません。）

◎補助金申請をお考えの方は、事前に相談されることをお勧めします。

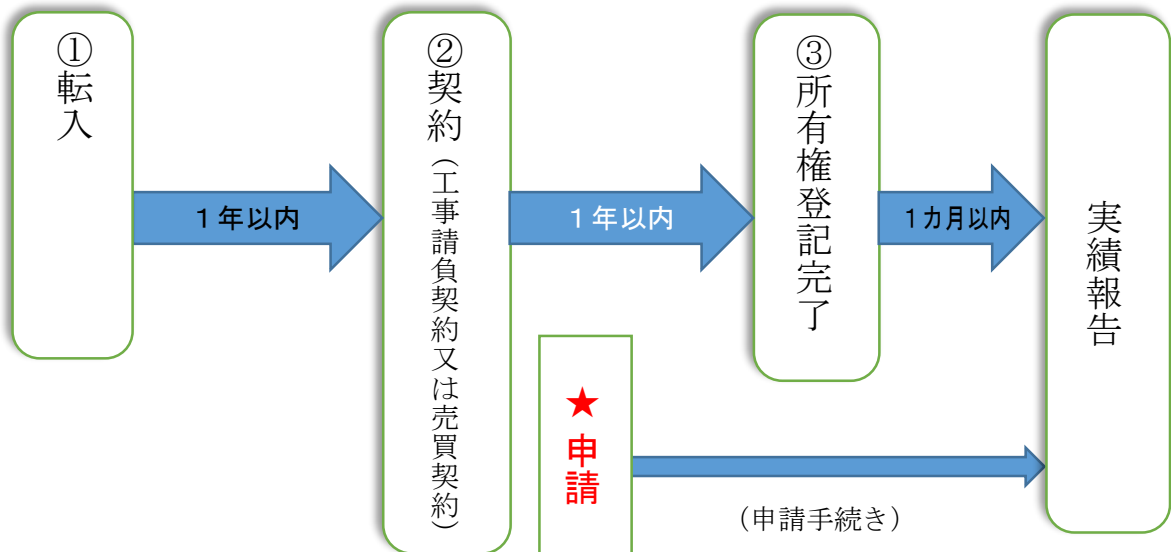
提出書類：南あわじ市マイホーム取得事業補助金交付申請事前相談シート

## 🏠 申請手続き

申請は、①南あわじ市に転入、②工事請負契約又は売買契約の締結の2つが完了したあとに手続きを開始していただけます。また、③所有権登記が完了する前に、必ず申請し、市の審査を受けることが必要です。

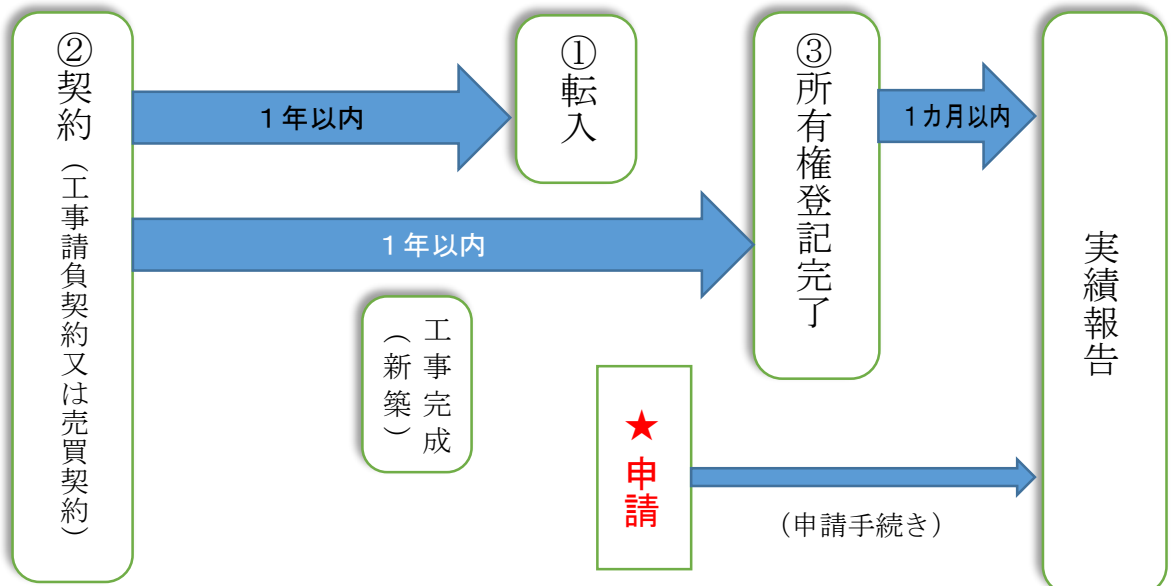
①②③と実績報告のすべてが、事業期間(平成28年4月1日～平成32年3月31日)に行われなければなりません。手続き手順の確認など事前相談をおすすめします。

(例1) 転入後、住宅を新築(又は購入)する場合



★所有権登記完了する前に、必ず申請してください。

(例2) 新築住宅完成(又は住宅購入)後に転入する場合



★所有権登記完了する前に、必ず申請してください。

## 必要書類

### 【補助金を申請するとき】

- ① 南あわじ市マイホーム取得事業補助金交付申請書
- ② 過去3年間、南あわじ市に住所を有していなかったことが確認できるもの（戸籍附票等）
- ③ 工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約金額の内訳書を含む）

### 【実績報告をするとき】

- ① 南あわじ市マイホーム取得事業補助金実績報告書
- ② 住宅の登記事項証明書（所有権移転登記を完了したもの）
- ③ 住宅の平面図及び位置図
- ④ 住宅の完成時又は取得時の写真
- ⑤ 住宅取得代金支払領収書の写し
- ⑥ 住宅取得代金の内訳書
- ⑦ 入居後の世帯全員記載の住民票（発行後1月以内、続柄・本籍記載のもの）
- ⑧ 世帯全員の納税証明書（課税されている場合に限る。本市で課税されていないが、転入前の市町村における市町村税が課税されている場合にあっては、転入前の市町村が発行した直近年度の納税証明書。発行日から1月以内のもの。）
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類



### その他の特典

#### 「通勤・通学者交通費助成制度」

高速バスの利用による居住地からの通勤・通学を奨励するため、交通費の一部を助成しています。

#### ＜淡路島外への通勤・通学者＞

最寄りの高速バス乗り場から、高速舞子又は小鳴門橋までの区間

・通勤 20%（通勤手当を除く） ・通学 30%

#### ＜通勤の補助率加算＞

マイホーム取得事業において、市に実績報告をした後、補助金が確定した方で淡路島外へ通勤する場合は、「通勤・通学者交通費助成制度」の補助率が加算されます。

■補助率                      通勤20% + 加算30% = **50%**

■加算期間                    補助金確定後、3年間



【問合せ先】南あわじ市役所 企画部 ふるさと創生課  
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1  
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305  
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp